

社員規則

(総則)

第1条 社員に関する規則は、定款及びこの規則に定めるところによる。

(社員)

第2条 定款及びこの規則の手続きに従って入社を認められた者を社員とする。

(資格審査)

第3条 定款第8条第2項の規定に従って当法人への入社申込を行った者に対する資格審査は理事会が行う。

2 理事会は、申請者が次の要件の全てを満たすと判断したときに申込を承認する。

- (1) 当法人の社員による推薦があること
- (2) 当法人の目的に寄与するために必要な能力を備えていること
- (3) 当法人の目的に反する活動を行っていないこと

(入会金及び会費)

第4条 社員の入会金は30万円、年会費は50万円とする。

2 当法人の会員が社員となるときには、前項の入会金を免除する。

3 納入された会費は(入会金及び年会費)は、理由の如何にかかわらず返還されない。

(社員の権利)

第5条 社員は次の権利を有する。

- (1) 社員総会に出席し、又は、社員が指名する社員の役員又は従業員を出席させ、議決権を行使し又は行使させること
- (2) 前号の他、当法人が会員に与える全ての特典を受けること

(権利の停止)

第6条 社員は、会費を支払っていない間は、前条第2号の権利を行使できない。

(資格の喪失)

第7条 社員の資格の喪失は、定款第12条第1項の規定に基づき、社員総会

の決議により行う。

(パブリシティ)

第8条 当法人は、社員の名称を当法人の社員として各種資料、ウェブページ等において表示・掲載することができる。ただし、社員のロゴマークを使用する場合には、事前に承諾を得るものとする。

(著作権)

第9条 当法人の活動の成果及び当法人の活動に関連して、当法人または社員により作成された成果（以下「成果物」と総称する。）は、第三者に対して公開されることを原則とする。ただし、当法人は成果物を公開、出版等し、第三者の利用に供する義務を負うものではない。

- 2 社員は、当法人に対し、当法人の活動に関連して行った発言又は提案若しくは提供した資料、データ、ソフトウェア等の一切の情報（以下「寄与」という。）が、著作物に該当しかつ成果物に含まれる限りにおいて、当該寄与について、当法人、**OpenID Foundation** 及び第三者に対し、対価の支払いを要することなく、成果物の利用（「利用」とは、使用、複製、改変、翻案、実施、表示、公開、頒布、再使用許諾等一切の処分権限を含み、以下同じとする。）に必要な範囲内において、自由に利用する、無期限、取消不能かつ非排他的な全世界における権利を許諾する。
- 3 寄与に対する社員の著作権を前提として、成果物の著作権は当法人に帰属する。社員は、当法人からの合理的な要求があった場合には、当法人の有する成果物の著作権を保全するために必要な協力をする。
- 4 社員は、第三者からの許諾を得ずに、第三者の著作物を寄与として当法人の活動において提供してはならない。寄与が第三者の著作権を侵害するとして紛争が生じた場合、当該寄与を提供した社員の費用及び責任でこれを解決するものとし、当該社員はこれにより当法人に生じた損害につき賠償する責を負う。
- 5 社員が資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該社員に対して効力を有する。

(免責及び損害賠償)

第10条 当法人、社員又は会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当法人は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。社員は、

当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して社員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。

- 2 当法人が社員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益、第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、責任を負わない。
- 3 社員が資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該社員に対して効力を有する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、社員総会の決議により行う。